

COPYRIGHT LAW PRIMER <1>

著作権法の誕生と基本原理

会員 飯田 幸郷

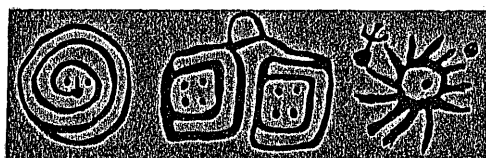


文字と PAPER

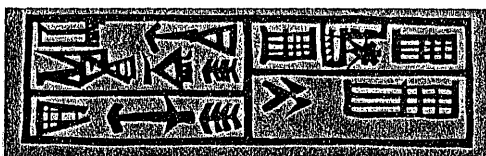
人類が誕生したのは4世紀の前半のことだという。その人間たちが相互に意志を伝達する媒体として統一された言葉が生まれ、次いで文字が発明された。文字の出現は今から1500万年も以前からで、我が国や中国等を除く西欧文明の根柢になるエジプト(Egypt)やメソポタミア(Mesopotamia)及びインダス(Indus),あるいはマヤ(Maya)の文化遺跡から知られる文字には図1に示すような種類があった。

文字を用いて記録をしたり、意志を伝達するためには、石や木が利用された。しかし、その作業はけっして容易なものではなかったから、紙が発明されるまでは、長文の文章等の記録は殆ど見あたらない。

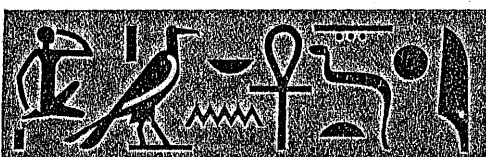
アフリカのナイル河(the Nile)両岸には葦(reed)が群生している。この草は川の流れるなよなよと揺れ動いて弱々しい姿をしている。だから、フランスの哲学者パスカル(Blaise Pascal)は、「人間は一本の葦にすぎない、世の中でもっとも弱い生物である。しかし人間は考える葦である。」(Man is only a reed, the weakest thing in nature, but he is a thinking reed..)



The first form of written expression.



Summerian writing was very complicated.



Egyptian hieroglyphics.

図1

と、人間のか弱さをこの葦になぞらえたのかも知れない。

西紀前1800年代に、この葦を利用して紙(paper)を製造する方法発明がされて、パピルス(papyrus)と命名された。英語のペーパーの語源である。パピルスは葦の植物繊維を縦・横に織ったもので、平坦な表面に文字や絵画等を自由に描くことができる。ナイル河の西岸の都市ギザ(Giza)に建てられている「エジプト・パピルス博物館」で購入した「パピルス」の見本を図2に紹介する。

文字があり紙があった。しかし「書籍」は誕生しなかった。同一の内容の文書の多くのコピーを作成するという手段がなかったからである。いわゆる正式に書籍としての体裁を整える物が出現するには、紙の出現から実に3000年もの長い歳月を必要とした。



図2

コピーライトの語源

詩や歌、小説や論文などの著作者は、自己の労作を発表し、あるいは後世に残すことを目的として、一冊だけの手書きの本を著書としてあらわした。そうした著作者の多くは、学者か、宗教家であって、彼等の弟子や信者等が、その原本をコピーして、いわゆる「写本」が作られることがあっても、その数は微々たるも

のだった。

15世紀の後半になって、2つの発明が事態を大きく変えた。その第一は、ドイツの技術者グーテンベルグ (Johannes Gutenberg) が「印刷機」を発明したことであり、その第二はイギリスの技師カクストン (William Caxton) が「活版印刷機」を発明したことである。

グーテンベルグの発明は1455年には実施に移されて、最初に印刷出版されたのが「聖書」であった。それは <Biblia sacra latina (42-line Bible)> と呼ばれるラテン語の聖書であった。その一冊がロンドンの英国図書館に保存されていて、2000年11月22日に、この聖書の映像が慶応大学とNTTとの協力でインターネットのホームページで公開されたと、同月24日の朝日新聞が報じている。また、1478年にはイギリスの詩人チョーサー (Geoffrey Chaucer) の1万7000余行の韻文と散文とから成る、「カンタベリー物語」 (The Canterbury Tales) が刊行されて、ベストセラーになった。同書は当時のイギリスの風俗、習慣、そして思想などを織り交ぜて、騎士の恋物語や諸国の伝説などを巧みに表現し、中世英文学の圧巻であるとされている。

それから16世紀の初頭に至るまでの間に、印刷技術は順調な進歩発達の道を歩んで、当時のイギリスはヨーロッパ諸国における出版の重要な中心地となった。しかし、ヘンリー8世 (Henry VIII) は、宗教書と政治および行政に関する著書の発行に制限を加え、特に外国書のイギリスへの輸入を禁じた。

ヘンリー8世は新法として1592年法 (Act of 1592) を公布して「書籍出版業組合」 (Stationers' Company) をロンドンに設立し、書籍商、印刷業者、製本業者、文房具業者などの同業組合、すなわちギルド (Guild) とした。この同業組合が中心になって、ウエストミンスター宮廷内に設けられた「星室庁」 (The Star Chamber) という、主として民事と刑事事件とを取扱う裁判所と政府との三者によって、「出版の自由」が束縛されるはめとなるのであった。つまり、出版同業組合の組合員のみが書籍の出版販売が認められ、その発行前に著書名を組合に登録しなければならなかった。同業組合の会員は、この登録をした書籍について永久的に版權を所有するものとなり、その権利をコピーする権利、つまり「コピーライト」 (Copyright) と呼ぶようになった。同業組合はこの印刷出版を管理して、

違反行為に対して罰金を徴収し、コピーライトを侵害した書籍類は、すべてこれを没収するという権利行使した。

なお、イギリスにおける世界最初の「特許法」 (Statute of Monopolies) は1623年に制定された。

世界最初の著作権法

この書籍同業組合の組織は1695年に至って終了するが、それと同時に「海賊版」横行の時代となった。1709年、アン女王は制定法を公布した。この <Status of Ann> が世界最初の「著作権法」であって、書籍出版同業組合に印刷を管理する権限を持たせ、違反者に罰金を科し、海賊版はすべて没収する等を規定した。さらに、著作権の登録制度として、書籍はその刊行前に、組合に対して署名を登録しなければならなかった。

この著作権法においては、著者に対しては自由で、何らの許可申請を求めることなく、その著書を印刷すること、重版すること等の自由を認めて、著作者の法的保護を明確にした。1709年著作権法は大学や図書館等についての規定は設けていなかったが、1775年法によってそれが改められた。

その改正法はオックスフォード (Oxford) とケンブリッジ (Cambridge) の両大学 (University) およびイートン (Eaton)、ウエストミンスター (Westminster) の2単科大学 (College) より出版される著作物に対しては永代著作権を許与するという規定であった。これらの大学の刊行物および特許と意匠とは「1988年著作権、意匠および特許法」 (Copyright, Designs and Patents Act 1988) が公布されるまで継続されたが、1988年法で50年間と定められた。

多国間条約の成立

国際的なレベルで著作権を保護しようとする動きは、19世紀の中頃から二国間条約の形式で始まった。しかし、この種の条約は総合的な規定ではなく、しかも各条約毎にパターンの異なるものだった。多数の国家間で統一した同一の規定の下に著作権を保護しようとする要望に応じて、1886 (明治19) 年9月9日に『文学的及び美術的著作物の保護に関する万国同盟創設に関する条約』がスイスのベルン (Berne) で成立した。同条約は1908年ドイツのベルリン (Berlin) で、1928年イタリアのローマ (Rome) で、1948年ベルギーの

ブリュッセル (Bruxelles) で、1967 年スエーデンのストックホルム (Stockholm) で、1971 年フランスのパリ (Paris) でそれぞれ改正された。

我が国の著作権法は明治2 (1869) 年に公布された「出版条例」であるとされ、現行法は昭和45 (1970) 年5月6日に公布された「著作権法」で、その施行後も数次に亘って改正され、現在は平成9 (1997) 年改正法が適用されている。またベルヌ条約には明治32 (1899) 年に加盟している。

日本の古代の書籍

「日本法制史」の著者、瀧川政次郎は「法制史の研究に言語が極めて重要である。法律の歴史とは、過去の法規の研究よりも、過去の人々の法律生活を研究することが大切である」と述べている。

我が国の著作権に関しても、ヨーロッパにおけるコピーライトの起源にならって、これを補助する資料として「言語」や「文字」あるいは「紙」等について考えてみる必要がある。

我が国の言語は、いわゆる「大和言葉」であって、英語その他の欧米の言語と異なり、音を表現する「音標文字」の組み合わせではなく、その源を中国に発する「漢字」で、一字一字が何らかの意味を示す「象形

文字」である。したがって、著作物としての「書籍」の成立も自ずから異なる。

「紙」が誕生するまでの古代の書物は、板や竹、あるいは布を用いて作成されていた。例えば、山野に広く自生する「竹」に例をとると、これを細く割って、その細長い竹片をスダレあるいはスノコ状に構成して、その白い膚に文字を書く。これを「竹帛」(ちくはく)と呼び、保存するには丸く巻けば良かった。このように「巻物」としたので、いわゆる一冊を一つの巻物、すなわち「第一巻」と名付けた。その古代の用語が21世紀の今日になってもなお、例えば「特許第55巻第6号」などと用いられている。

日本の紙、つまり「和紙」には洋紙と異なる特別の性質がある。それは材料の差であって、桑科の植物「こうぞ(楮)」、沈丁花科の落葉樹「みつまた(三椏)」、あるいは「がんび(雁皮)」など、葎のような弱い草ではなくて、しっかりとした樹木の繊維を原料とする点にある。

現存する日本最古の歴史書として「古事記」は712(和銅5)年に、また勅撰の正史「日本書紀」は720(養老4)年に刊行されている。ヨーロッパで最初に印刷刊行された「聖書」は1455年であるから、日本における書籍の刊行の歴史はそれよりも遙かに古い。

(原稿受領 2002.2.13)

「工業所有権法規沿革」IV・V巻 発行のご案内

特許庁監修・日本弁理士会発行

「工業所有権法規沿革」について、明治4～平成6年にひきつづき、今回、平成7～12年分が完成しました。下記の方法で販売しますので、お申し込み下さい。いずれもセット販売に限ります。

- ～ 巻 (明治4～平成6年) 30,000円 (送料込) + 消費税1,500円
- ・ 巻 (平成7～12年) 22,000円 (送料込) + 消費税1,100円

申込先: 日本弁理士会 西田宛 FAX: 03-3581-9188

e-mail: XLL02710@nifty.com